

議事日程（第3号）

平成23年12月14日（水）午後3時開議

1. 出席議員は、次のとおりである。

1 番 村上源吉君	2 番 高橋道弘君	3 番 高橋真一郎君
4 番 嶋原利光君	5 番 高橋道也君	6 番 菅野清一君
7 番 菅野意美子君	8 番 菅野正彦君	9 番 黒沢敏雄君
10 番 佐藤喜三郎君	11 番 五十嵐謙吉君	12 番 高野善兵衛君
13 番 石河清君	14 番 遠藤宗弘君	15 番 齋藤博美君
16 番 新関善三君		

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古川道郎君	副 町 長	永田嗣昭君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	沢井一雄君
原子力災害対策課長	沢口進君	産業課長	佐藤賢助君
教育委員長	佐藤捷善君	教 育 長	神田紀君
教育次長兼こども教育課長	仲江泰宏君	生涯学習課長	松本康弘君
総務課長補佐	大内彰君	監 査 委 員	齋藤庸夫君

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐藤光正 書 記 橋本文雄

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

請願・陳情の審査結果報告

議案第90号 川俣町特定住所移転者に係る申出に関する条例（質疑・討論・採決）

議案第91号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）

議案第92号 平成23年度川俣町一般会計補正予算（第7号）（質疑・討論・採決）

議案第93号 平成23年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第3号）
（質疑・討論・採決）

議案第94号 平成23年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第2号）

(質疑・討論・採決)

議案第 95 号 平成 23 年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算 (第 2 号)

(質疑・討論・採決)

議案第 96 号 平成 23 年度川俣町水道事業会計補正予算 (第 3 号)

(質疑・討論・採決)

選挙第 7 号 選挙管理委員会委員・同補充員の選挙について

追加日程

議案第 98 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

発議第 13 号 福島県内すべての原子力発電所の廃炉を求める意見書

発議第 14 号 仮設住宅の居住環境の改善を求める意見書

発議第 15 号 東京電力福島第一原子力発電所事故による損害の全面賠償を求める要求書

発議第 16 号 原子力災害による固定資産税の免除と自治体の財源補填に関する意見書

発議第 17 号 原子力損害賠償紛争審査会賠償指針の見直しを求める意見書

発議第 18 号 放射性物質に汚染された土壌及び汚染物質撤去に関する要求書

発議第 19 号 川俣町全域の自動車税の減免を求める意見書

議報告第 7 号 職員研修会等の報告について

◎開議の宣告

○議長（新関善三君） 開会いたします。

ただいまの出席議員は１６名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午後４時５１分）

○議長（新関善三君） 日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第１１８条の規定により、議長において７番議員 菅野意美子君、８番議員 菅野正彦君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで、建設水道課長から訂正の申し出がありますので、発言を許します。建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） 議案９６号「平成２３年度川俣町水道事業会計補正予算（第３号）」に説明欄に一部訂正がありましたので、誠に申し訳ございませんが、差し替えをお願いいたします。

議案９６号説明資料をお開きいただきたいと思います。説明資料の５ページになります。５ページの中頃にあります工事負担金、右端にあります説明欄の工事負担金１２４万２，０００円と記載してありますが、これは１２４万１，０００円の間違いでございますので、差し替えの今、用紙を配ったと思いますので、そちらのほうに差し替えをお願いしたいと思います。誠に申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここでおはかりいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により延長いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、延長することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで休議いたします。

（午後４時５３分）

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午後８時１７分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第２，各常任委員長から、請願・陳情等の審査結果について報告願います。

最初に、総務文教委員長、報告願います。総務文教委員長。

○総務文教常任委員長（菅野正彦君） 請願の審査結果を発表いたします。

平成２３年１２月１４日、川俣町議会議長 新関善三様

総務文教常任委員会委員長 菅野正彦

請願の審査結果

本委員会に付託された請願は、１２月１３日審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第９４条第１項の規定により報告する。

記

番号	件 名	審査結果	意 見
7	消火栓設置請願書	採 択	

以上です。

○議長（新関善三君） これから請願７号「消火栓設置請願書」を採択いたします。

本案について、総務文教委員長の報告は採択です。

本案について、委員長のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、請願第７号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 次に、産業建設常任委員長、報告願います。産業常任委員長。

○産業建設常任委員長（黒沢敏雄君） 平成２３年１２月１４日 川俣町議会議長 新関善三様

産業建設常任委員会委員長 黒沢敏雄

陳情の審査結果を申し上げます。

本委員会に付託された陳情は、１２月１３日審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第９４条第１項の規定により報告する。

記

番号	件 名	審査結果	意 見
6	林道大栗線の舗装整備 についての陳情書	採 択	

以上であります。

○議長（新関善三君） これから陳情第６号「林道大栗線の舗装整備についての陳情書」を採決いたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第６号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 次に、日程第３，議案第９０号「川俣町特定住所移転者に係る申出に関する条例」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(新関善三君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 討論なしと認めます。

これから議案第90号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) 日程第4, 議案第91号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(新関善三君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 討論なしと認めます。

これから議案第91号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) 日程第5, 議案第92号「平成23年度川俣町一般会計補正予算(第7号)」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番高橋道弘君。

○2番(高橋道弘君) 何点か質問したいんですけども、その前に予算の提案の仕方なんですが、わざわざ全協で説明をして、各議員の意見等を聴取しながら、常に本会議での説明の際には全然反映されていないので、何点かお聞きをしたいと思うわけがあります。

第1点目は、町長は再三、原発事故に関わる費用については、国とか県で補てんされない分は東電に賠償請求するんだと、こういうことを明言しているわけでありますね。これは、一般質問の中でもそうであります。そういったことからいきますと、例えば低線量化事業というのは、だいぶ進んでいるように提案でも聞いている

わけでありましたが、11月末現在で川俣町が東電に賠償を予定している額は幾らになっているのか、まずお聞きをしたいと、こういうふうに思います。

それから、予算書の9ページなんですけれども、特別交付税が2億円増えているんですが、これらの要因についてお聞きをしておきます。

それから、11ページ、学校使用料、学校の関係ですか、雑入の使用料で695万5,000円は飯舘村の今まで貸していた学校等の使用料だと、こういうことでありますが、今現在その飯坂に飯舘村さんが学校を造っているわけでありましたが、これらの協議がどうなっているのかということについては、再三その議会でも話題になっているわけでありましたが、これまで一切報告がないのでありまして、これら学校使用料等の明細はもちろんでありますけれども、今度造られる飯舘の飯坂地区の学校の協議状況は、川俣町とはどういうふうに飯舘村となっているのか、お聞きをしておきたいとしたいと思います。

それから、支出のほうで17ページなんです、土地利用調整費で過疎型スマートコミュニティプランというのがあるんですね、50万ですか、これ。委託料があるんですけれども、これは、どんな計画で、何をやろうとしているのか説明がなかったんで、お聞きをしておきたいとしたいと思います。

それから、27ページなんですけれども、今般、倒壊家屋等の解体工事費、国の補助金1億7,600万を充当してやるんだということでありましたが、説明では一般住宅が43棟で、大型が5棟を対象にして1億7,920万4,000円の支出を予定しているということでありましたが、この震災によって川俣町で全壊とこれまで判定された一般住宅等を含めての家屋数は何件あるのか、半壊は何件あるのか、一部損壊は何件あるのかをお聞きしておきたいとしたいと思います。

それから、37ページなんですけれども、放課後児童子ども教室推進事業費報償金が250万と大きく減額になっているんでありますが、これら減額になる要因につきましてもご説明がありませんでしたので、どういうことで255万円もの大きな金額が減額になるのか、お聞きをしておきたいとしたいと思います。以上であります。

○議長（新関善三君） 当局より答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（仲江泰宏君） 議員のご質問にご答弁申し上げます。

はじめに、予算書の11ページ、飯舘村の町内の教育施設に係る使用料の内訳ということでございますが、基本的には今回、東電の原発事故によりまして計画的避難区域の指示を受け、川俣町の各学校施設に移設した飯舘村立幼稚園及び小学校の施設利用につきまして、維持管理に必要な経費の負担について協定書を取り交わしたところでございます。基本的には、使用期間中の維持管理経費の負担につきましては、負担項目及び負担割合について定めたものでございますが、維持管理経費のうち基本料金を伴う電気料、水道料については基本料金は折半、使用料は人数割りとし、また基本料金のないその他の燃料代、施設等設備保守点検等にかかる経費につきましては、人数割りとして負担することとしており、協定書に定めたところでございます。概要の内訳を申し上げますと、川俣中学校には草野、飯樋、白石小学

校、3小学校が入っておりますが、期間中の電気料、水道料、灯油代、ガス代、施設等保守点検費用等の合計見込額として99万7,245円ほど見込んでございまして、うち川俣中に関しましては42万3,600円をご負担いただく。次に、川俣幼稚園には草野幼稚園が入っておりますけれども、見込額が89万6,941円のうち45万5,076円をご負担いただく。富田幼稚園には飯樋幼稚園が入っておりますけれども、88万3,146円見込みのうち35万5,814円の負担をいただくものでございます。これらは電気、水道料については基本料金折半、その他については人数割り、毎月の使用料も人数割りという積算となっております。なお、川俣中学校におきましては、飯舘村の小学校が入る際にランチルームの間仕切り工事を行っておりますので、その金額37万2,750円につきましては、全額飯舘村からご負担をいただきます。また、この間、放射線量低減対策事業といたしまして川俣中学校、川俣幼稚園、富田幼稚園、壁面洗浄及び表土除去を実施してございますが、表土除去につきましては3分の2が国庫補助でございまして、残りの補助残の10万1,850円を補助残の2分の1をご負担いただくということで10万1,850円、壁面洗浄につきましては52万5,000円ということで、放射線量低減対策事業の負担として153万9,000円のご負担をいただくこととしてございます。これらの見込みの総合計のうち、飯舘村でご負担いただきますのは69万5,240円と見込んだところでございます。なお、あくまでも現在におきましては見込額でございまして、協定期間中の年度末におきまして実績に基づいて精算を行うこととしてございますので、過不足が生じることも予想されておるところでございます。

続きまして、ご説明申し上げます。37ページの報償費、放課後子ども教室推進事業費255万円の減額でございまして、本放課後子ども推進事業につきましては、当初予算におきまして、町内小学校区単位8教室を開催することで4月中旬からの開校を予定してございましたが、東日本大震災及び原発事故の影響などを踏まえまして、実施場所の安全確認や地域の方々にご協力いただく安全管理等のスタッフの協力が整った教室から順次開校するといたしまして、6月に4教室、10月から1教室の計5教室を実施してございます。しかしながら、山木屋地区の楽しい教室につきましては、計画的避難区域のため実施不可能となりまして、また川俣南小学校において開設していた教室につきましては、山木屋小中学校が南小学校へ移設してございまして、教室の確保が困難となりました。また、川俣小学校における開催につきましては、震災により教室の補修に伴い実施に至っていない現状がございまして、これらの状況を踏まえまして、開始時期の変更や今後の実施見込みを検討いたしまして、安全管理スタッフ、報償金について減額補正を行わせていただくものでございます。以上、答弁いたします。よろしくお願いいたします。

大変申し訳ございませんでした。そのほか、飯舘村立小学校仮校舎にかかる町の協議ということでございますが、飯舘村の村長から川俣町長へ、本年10月20日に建設についての協議書を町としてお預かりしてございます。その中で、協議事項

の中には仮校舎を設置する際の開発行為及び開発行為等はどうなるのか、上水道の使用申請手続きはどうなるのか、法令手続きはどうなるのか、敷地内の水路の移転はどうなるのかということで、それぞれ所管課のほうに協議があったところでございます。本計画につきましては、現在実施中でございますが、2月中旬までに竣工をし、3月に学校移転業務を行って、4月から仮校舎へ移設して小学校を開校したいという協議となっております。以上、答弁申し上げます。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 質問にお答えいたします。

まず、1つは、特別交付税の増額要因ということでございますけれども、東日本大震災の被災団体に対します交付税法の規定に基づく大規模災害等の発生における交付額決定の特例によるものでございまして、その要因としましては、避難区域が指定された関係、また、地震により庁舎を移転した関係、また、消防団基金の拠出などの関係によるものであるとのことでございます。

また、17ページの委託料の過疎型スマートコミュニティプラン構築事業の委託料50万円でございますけれども、これは現在、復興計画策定中ではございますが、再生可能エネルギーによる電力自給の管理とか、また省エネによる計画を作るために、その再生可能エネルギーの中でも特に太陽光とか風力、バイオマスについて検討中ではございますが、かなり専門的な見地からの調査が必要だということで、これは、あくまで予備調査でございますが、そういったものを調査するための委託料でございます。

また、東電の関係、請求の関係については、後ほど答弁申し上げたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご質問にご答弁申し上げます。

お質しのうち、罹災証明に関わる全壊、半壊などの内訳につきまして申し上げます。ご質問は、最新のというふうなご質問かと思いますが、恐れ入ります、9月30日現在ということでご容赦いただきたいと思います。全壊の判定が44件、大規模が1件、半壊が31件でございます。以上であります。

失礼しました。一部損壊でございますが、ごめんなさい。こちらの災害廃棄物処理事業の関係では一部損壊というのは、そもそも文法上想定していないものですから、資料を持ち合わせておりません。恐れ入ります。よろしくお願いいたします。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） ご答弁申し上げます。

一部損壊家屋でございますが、12月7日現在で罹災証明発行したものが790件でございます。以上でございます。

○議長（新関善三君） 2番高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 何点か再質問させていただきますけれども、まず、飯舘の学校の造る話であります、10月20日、町長に対して、開発行為含めて協議があっ

たということですよ、ただいまの答弁は。開発行為の協議があったとすれば、当然すべてにわたって川俣町としては意見を申し出る立場にあるわけなんですけれども、ご承知のとおり県道原町川俣線は、この震災以降大変な交通渋滞になっておりまして、朝夕のラッシュ時は本当に飯坂の勤めている方、あるいは住んでいる方も、県道に出るのに20分、30分もかかるという状況があるわけですよ。それが、更に飯坂地区に飯館の学校さんが出来てスクールバスが更に上に上がっていくということになれば、出入口は1本しかないわけですから、建設予定地についていえばですね。そうしますと、ますます渋滞が予想されるわけですね、入る、出るということになるわけですから、8台近いスクールバスが。そういったものについて町としては、何らその要望といいますか、条件を付けなかったのかどうか、確認をしておきたいと思うんです。というのは、今でも渋滞しておるわけですから、これ以上渋滞したら本当に飯坂地区住民の方の生活はもとより、あそこの事業所にお勤めになっている方々の出勤時の時間にしても、30分くらい早く行かなくてはならないというのが今の現状なわけですから、そういったことについては全く配慮をしたのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、17ページのスマートコミュニティの話ですけれども、今の答弁だと、太陽光だとかいろいろやるんだという話なんですけれども、50万円という予算で本当に専門的な調査というのは私はできないやと思うんですね。だって、復興計画に書かれているのは、太陽光もあればバイオマスもあれば風力もあればですよ、いっぱい挙がっているわけじゃないですか。そうしますと、太陽光にしたって、バイオマスにしたって、風力にしたって、それぞれ専門分野は別ですよ。50万で、どういうところを想定したその専門的な予備調査ができて、復興計画等に反映するようなものが出来上がってくるのかということについては大変疑問があるので、どんなところを想定してこれを計上して、どんな予備調査をしようとしているのか。例えば風力でいえば、風力の調査ですよ、いちばん大切なのは。太陽光であれば、日照時間の調査ですよ。バイオマスであれば、どれだけのバイオマス燃料になる原料が出てくるのかという調査ですよ。そういったことが、たかだか50万円の予算で本当にできるんですか。どういう根拠で50万円という根拠になって、どういうところを想定しているのかどうか、お聞きをしておきたいと思うんです。

それから、27ページの家屋等の解体工事費ですが、今の答弁ですと半壊も含めてこれ対象になるわけですよ、この事業そのものは。そうすると、45+31ですから76件、76件が対象家屋になるわけですよ。それに対して、48件しか予算措置はしていないわけですよ。これの根拠はどこにあるのか、お聞きをしておきたいと思うんです。結局、それより増えた場合にはどうなるのかということがあるわけですから、その場合の年度内の対応が可能なのかなのか、その辺をお聞きをしておきたいと思います。

それから、37ページの放課後児童保育は、おっしゃったとおり3つの教室が廃止になったというか、やりたくてもできないという状況があるということは、それ

はそれで理解できるんですけども、現には放課後児童保育をお願いしたいという子どもさん、親御さんがいるわけですよ。その人に対して、じゃ、川小でできない、山木屋でできない、川俣南でできないという中で、じゃ、やらないからその人たちはやらないんだということで終わっているのか。それとも、わいわいクラブもあるわけですから、あるいは、ほかの楽しい教室に行ってもらおうとかいろいろあると思うんですけど、そういった対策はとられているのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。以上です。

○議長（新関善三君） 答弁、教育次長。

○教育次長（仲江泰宏君） まず、ご質問の１点目、今般の飯館村立小学校仮校舎建設の関係で、議員お質しのように、現在使用しております原町川俣線の朝晩のラッシュは相当なものがございます。町に協議がございまして、教育委員会として指示とか指導ではございませんが、そういった状況を鑑み、朝晩の交通ラッシュ、ましてや飯館さんのスクールバスが９台上がるわけですから、そういった中において今でも朝晩においては車の出入りに支障を来すということも十分に想定されるので、警察署、公安委員会と十分協議をされて、あの間に横断歩道の設置は困難であるという話もございますので、それらを踏まえて十分な協議をされるようお話ししたところでございます。

次に、放課後教室クラブ、議員お質しのように現在３つ開催してございません。これらにつきましては、議員のご質問にございましたように、中止ということではございませんで、何らかの形でできる模索を現在調整中でございます。また、他の放課後児童クラブに行くとなると交通手段等もございますので、併せて、どのような形が望ましいか、また、既存にございますわいわいクラブの活用等も含めて現在協議はしているところでございまして、なるべく、そういう方、要望される、期待される父兄の方々のご期待に添うような形で検討をしているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 先ほどの東電の請求の関係でございますが、まず、９月７日に１億８,８１２万４６０円を請求しておりましたが、それからは、１２月末までの分について取りまとめを行いまして、来年早々請求をするように考えておるところでございます。

また、１７ページの先ほどのスマートコミュニティの５０万の範囲の考え方でございますけれども、例えば風力とかバイオとか太陽光の、風の力とか燃料の関係とか日照時間とかまでの調査は、ちょっとできませんので、まず、こういう川俣町の中で考えるとすれば、どういう規模か。また、その、それぞれの再生可能エネルギーの発電にかかるメリットなりデメリットの調査とか、あと、例えば電気を生むわけですから、送電線、送電する場合の送電線とかの設備の関係の、例えば電力との関係ですね、費用負担の関係など、そういった予備調査をするようなことで考えております。以上で答弁といたします。

町内の中で、そういったものが、どういうふうにできるかどうかの予備調査を考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご質問にご答弁申し上げます。

災害廃棄物の関係の、いわゆる戸数の見積もりのご質問かと存じます。先ほど、全壊４４、大規模半壊１というふうに申し上げましたけれども、今回補正予算でお願いをした内容というのは、ただいま申し上げた全壊、大規模半壊のうち８割程度の申し出があるのではないかというふうな想定であります。また、半壊３１のうち２割程度の申し出があるのではないかという想定で事業費を見積もらせていただきました。また、ご質問にございましたのは、それが確定なのかというふうなことでございますが、これは今、この事業そのものが２３年度だけで終わるものなのかということも含めて、まだ未定の部分がございます。よって、今回予算をお認めいただきましたあかつきには、広く公募をしながら申請を受け付けるわけですが、その中で次年度以降に、お客様の関係で次年度以降になることもあろうかと思えます。これについては、極力、次年度以降につきましても事業執行が可能となるような形で、国、県にはご要望申し上げたいと思っております。以上でございます。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの質問の、どういうところを想定しているのかということでございますけれども、そういった再生可能エネルギーである風力とかバイオマスとか太陽光の、ただいま私の方が申し上げました予備調査ができるようなコンサルタント会社とかを考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） ２番高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君） まず、賠償のほうですけれども、今１億１，６８０万この前請求しました、今度を残りを請求しますという話ですよ。

町長、常に言ってるのは、補償、賠償を請求しますと言っているわけでしょう。だとすれば、なんで、その１億１，６８０万円が歳入に載ってこないのかなというのが私は疑問なんです。当然、要求するんだというのであれば、歳入に載つけて、町民が望んでいる災害対策をきっちりやったらいいじゃないですか。なんで賠償請求はしたんだけど、載せないでやるんですか。それならば民間会社でいえば、やると言っているけれども、予算執行上も決算上も出てこないということになるわけじゃないですか。だから、本当に町長がそういうふうに言って、そのことを実現をして、町民のための災害対策をきっちりやるんだというのであれば、歳入に私は載らせるべきだと思うんですが、なぜ、その歳入に載せてこないのか、いつの時点で、じゃあ載せるのか、そのことを最後にお聞きをしておきたいと思うんです。この賠償の問題は。

それから、スマートコミュニティは、だから５０万くらいで、どこからか見積もり、例えば予算を作るには参考見積もりってもらう場合あるわけじゃないですか、執行部としては。じゃあ、どこからか参考見積もりをもらって、５０万でできるん

だよというものがあるのなら、それはそれで結構ですよ。けども、私が考える限り、そんなちやちやな金で、そして、さっき課長が言ったように、そんなことを調査をしたって意味がないことでしょう、はっきり言えば。風力やるときにNEDOという所があるじゃないですか。NEDOで調べた川俣町の風力マップ図というのがありますよ。そうすると、川俣町は適してないというふうに出ているわけですよ。川俣町は風力が弱くてだめだと、現に。ですから、そういった本当に自然再生エネルギーを復興の柱に据えるというのであれば、日照時間だとか風力だとか、あるいはバイオマスといったらば燃料がほしいんだから、じゃあ廃棄物を使うのか、山の除染した木を使ってバイオマスやるのか、そういうことをやろうとしたらば、たかだか50万でどうやってできるんですかと私は疑問を持つから聞いているんですよ。本当に、これでできるというのならば、それはそれで分かりますけれども、だから、そこを本当に詳細に検討して50万と上げているんですかと、そこを聞いているんですよ。そこを明確にお答え願いたいんです。

あと、飯館の話で言えば、警察と協議してくださいということを言いましたというんだけど、次長がさっき答弁したとおり、別に開発行為というのは教育委員会で決めることじゃないから、それは水道は水道、道路は道路、みんなそれぞれの各部署回ったわけでしょう。だったら、交通安全対策上どうなのかというのは総務課の問題もあるかもしれませんし、道路対策でいえば建設課の問題もあるかもしれませんよ。だから、その辺できっちりと飯館村に注文を付けたんですか。今まで以上に川俣町民が迷惑を被るわけじゃないですか。同じ被災民だから、それはフォローし合ってがんばると、それはそれで結構なことですよ。しかし、現に交通事故が起きたり、だれかがけがをしたり、人命が失われたりしてからでは遅いわけですよ。現に危ないんですから、今は県道原町川俣線は。そういったものをきっちりと飯館村さんに言うべきことは言って、そして飯館の子どもさんも、川俣の住民も安心して県道原町川俣線、飯坂地区で仕事をしたり生活していくことの担保をどういうふうにするかということをやったんですかということ私は聞いているんですよ。警察と協議してくれという話を聞いているのではないんですよ。川俣町として、どういう条件を出したのかということを知っているんで、そこはきっちりとお答えをいただきたいなというふうに思います。

それから、大規模倒壊工事請負費の話ですけども、そういうことで算定したということは、それはそれで理解できますけれども、問題は歳入の説明で財政課長は、この国庫補助金は標準税収額の13.5%に相当するものとして計算をされてもらっていますと、こういうことを説明しましたよね。そして、今80%だ、あるいは20%だという算定でしているわけでしょう。じゃ100%、これ以上増えたときに、じゃこの国庫補助金は増えるんですか。標準税収額であくまでも言ってるわけだから、何棟やろうと、ここでいえば2億500万円かな、これ以上もらえないのか、これも増えていけば当然もらえる仕組みなのか、そこのところがはっきりしないと、増えていったときに町の持ち出しが増えてきて、その分を町長は東電に請求

するのかどうか分かりませんが、これは地震の問題だから東電に請求するわけにはいかないわけじゃないですか。だから、そこは国がどういうふうな基準を示してやっているのかということ、国からただもらって13.5%きたから、その分使えるように予算措置しましたでは済まない話ですよ。ましてや来年度になったら、同じく13.5%の補助金でもらえるんですか、その辺はどうなっているのかということをお聞きをしておきますので、明確にご答弁いただきたい。

○議長（新関善三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご質問にお答えいたします。

災害廃棄物の関係の歳入の関係を申し上げたいと思います。事業費のうち10%分は、事業費の10%分は50%の補助率、10%は80%の補助率、その残りは90%の補助率ということを企画財政課長は説明いたしております。お質しの、今度変わったら補助金はどうなるのかということでございますが、これは当然変わるというふうに理解しております。（不規則発言あり）そういう仕組みですので、ご理解いただきたいと思います。そういう仕組みです。以上です。（不規則発言あり）

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えします。

災害等廃棄物処理事業の国庫補助金の関係でございますが、その13.5%というのは計算式でもって約13.5%を見込んでいるというふうに申し上げたものでございますので、よろしく願います。また、東電関係の請求の関係でございますが、10月31日に県のほうの原子力損害賠償にかかる関係市町村の会議がございまして、その中で自治体の請求の中では、まだ明確に決まっていない部分があるというのと、あと交付税とかで措置される分は控除するようになるんだというような考えが示されまして、そういったものがきちんと精査された段階で予算の歳入の計上というのは考えていきたいと思っております。

また、もう一つ、スマートコミュニティの関係の調査費でございますが、確かに議員ご指摘のとおり詳細の調査をしなければ分からないということは重々承知しておりますが、今回の場合、予備調査ということで、あくまでもこの計画を作るうえでの規模とかメリット、デメリットとか、そういった関係の予備調査を考えておりますので、こういった金額の範囲内ということで考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） ご答弁申し上げます。

町民の交通安全の確保については、飯舘村のほうに強く要望してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（新関善三君） それでは、質疑。

（「議事進行」という声あり）

○2番（高橋道弘君） なんで私言いたいかというと、だから全協で言ったことについ

て答弁をしたり、ここで提案するときに言うことと違うことを言うからおかしいと言っているんですよ、議長。だから、言っていないことを違う課長が来て言っていますという話はないわけですよ。それも、全協で言ったことと本会議で言ったことと、ごちゃ混ぜに答弁しているじゃないですか。だから、全協であれだけわざわざ言っているのに、そのことは全然踏まえないで、すらすらと提案しているわけでしょう。あくまでも本会議で言ったのは13.5%の話しかしていませんよ。だったら、質問することないですよ、私だって、この問題は。そういう提案の仕方をしているから、余計に時間がかかって余計な時間を食うんだと言いたいんですよ。そういう答弁はないじゃないですか、提案がないじゃないですか、そのところをどう考えているんですか、本当に。明確に言ってくださいよ。明確に答弁してくださいよ、言ったか言わないか、はっきり町民税務課長が言ったことを。本会議で言いましたか、言いませんか、そっちだけ確認してください、ちゃんと。

○議長（新関善三君） 議事進行の質問、返答。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの災害等廃棄物処理事業国庫補助金でございますが、この災害の計算、算定の仕方を申し上げまして、標準税収額を利用して算出するということと、あと、その標準税収額の割合で計算しますと約13.5%になるというふうなことを申し上げております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 質疑ありませんか。14番遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 私は、1つは、飯舘の学校使用料をいただいているわけですが、この中には非常に川俣の、特に幼稚園の使用料、これはもうちょっと検討しないといけないんじゃないかと。例えば、飯舘と川俣の幼稚園の園児は、隔離しなくちゃならないのかなというふうな感じがするんですよ。例えば、子どもが小さいんですから、飯舘の子どもだけが支援物資をいただくとか、何かの応援をいただく、これ被災しているという関係からすればそうかも分かりませんが、同じ園舎の中で生活しているんですよ。プレゼントや何か、飯舘の子どもはもらって川俣の子どもはもらえない。こういうことを度々行っていますね、今ね。これが本当の川俣の子どもの教育上どういうふうなことが考えておられるのか。せめて、そんな大規模な幼稚園でもないわけですから、プレゼントもらうんだったら全部の子どもにくれるぐらいの対応はできると思うんですよ。だから、飯舘さんや何かにももう少し、その辺のことを実態を理解してもらわなければ、私は率直にああいうことを聞けば出ていってもらいたいと思いますよ。その辺のこと1つ。

それから、今いろいろ出ている災害廃棄物の処分の問題なんですけど、これは今なんで今頃になるんですか。本来、もっと早く取り組まなくちゃならなかった事業なのではないかと私は思うんですが、この年度末に来て、こういう予算が出てくるというのは、どうも私は解せないんですよ。震災が起こったのは、もう3月でしょう。それが今頃になってこういう差が出てくるというのは、国が悪いのか、県が悪いのか、町が悪いのか、その辺の問題点をきちっと察していただきたい。

それから、これは全く私も分からないで聞くんですが、森林整備活動支援交付金

事業というのが出ているんですが、道合内山のキノコの森づくり森林整備委託料となっているんですが、今この原発問題や何かの中で、キノコのセシウムの含有や何かが非常に多くて、ほとんどキノコは食べられないわけですね。だから、こういう整備をするのかどうか分かりませんよ。原発事故の中でも安全で食べられるキノコを作るための整備なのかどうなのか、ちょっとその辺のこと、どうも私は理解できないので、その辺のことについてお知らせ願いたいと思うんです。

○議長（新関善三君） 答弁。教育長。

○教育長（神田 紀君） 遠藤議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ただいまご指摘にございましたように、現在計画的避難区域であります飯舘村の幼稚園の子どもたちは、川俣幼稚園並びに富田幼稚園で合同の保育を進めております。もちろん合同といいましても学級は隔たっているわけでありまして。そういう同じ屋根の下で生活している園児たちにおきまして、過日、高橋議員からもご指摘がございましたように、突然飯舘村の園児に対するプレゼントだということで、東京からシェフが招かれまして食事会を開いた。あるいはまた大きなアンパンマンの風船を一人ひとりの飯舘村の幼稚園の子どもたちに持たせて帰宅させたと、そういうことは事実でございまして、そのときに川俣町の両方の園長さんは涙はこぼしていましたが、目頭を熱くしてかわいそうであったという指摘を私も受けておりました。このことを受けまして、10月の下旬だったと思いますが、飯舘村の村長さん、そして教育長さんに、直接このようなことがあったことを伝えまして、今後、同じ屋根の下で同じように生活している子どもたちのために、やはり幼い心を傷つけてはいけない、平等に扱うようにしたいものですということで申し入れをいたしまして、その後は同じようなプレゼントを受け取る、そういう部分がございますので、今後ともこういうことがないように私からも絶えず連絡をとりながら、子どもたちの楽しい園生活が送れるように配慮してまいりたいと思っております。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（佐藤賢助君） 答弁いたします。

29ページの森林環境交付金のご質問でございますが、この事業は町民が里山に親しみながら、林業体験や森林学習の取り組みができる森づくりという事業でございます。22年度もこの事業を行ったものですが、以前はキノコを作るという形でやっておりました。議員ご指摘のように、今年は県内でもキノコの放射性物質等がございます。その辺を考えながら事業をやっていきたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご質問にお答え申し上げます。

議員お質しは、この災害廃棄物処理事業が、なぜ今になったのかというお質しでございます。誠に申し訳なく思います。お質しの中では、国が悪いのか、県が悪いのか、町が悪いのかということがございましたが、これは、ほかの方に、ほかの国、

県のせいということではなく、あくまでもこれは町の関係かと思っております。他の事業もあったというふうなことは申し上げても、これは本当に言い訳になるだけでございますので、そのことは本当に申し訳なく思います。なるべくというか、被災者の方に、解体をされる方々にご迷惑をかけることのないように事業を進めてまいりたいと思いますので、なにとぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（新関善三君） 14番遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） この災害廃棄物の処理の問題なんですが、町の問題だと、国県からは、いつ町に入っているんですか。迷惑をかけないように進めたいといっても、もう迷惑なんですよ。震災が起こってから9か月でしょう。9か月も過ぎてから、がれきの片付けや何か考える人いますか。迷惑十分にかけているんですよ。だから、いつ連絡が入って、いや国、県ではないんだ、町の責任だというのだったら、なぜこういうことが起こるのかと。今までの取り組みが遅いということについては、いろんな書類をつかんで私は指摘したんですよ、今までも。だけど結果的には、こういう町民に対して重大な迷惑をかけてしまう。この原因はどこにあるんですか。やっぱり根本的にこういうものを質していかない限り、いくら格好いいことを町が言ったってだめなんですよ。その辺のことについて、ちゃんと時系列的に教えてください。

それから、道合内山のキノコの森づくりなんですが、考えながら事業をしたいと言っているんですが、考えて放射線や何か除去できるんだったら、私も本当に考えたいです。現実問題としてキノコの森を造ったとしても、これは食べられるキノコを作れるんですか。だから、その辺のことを私は聞いているんですよ。土壌全部剥いで地下にでも作るというのか、どうなのか、ここははっきりしないと、今さらキノコの森造ったって食べられない物作るんだったら、無駄な金は使わない方がいいと思うんです。その辺をどういうふう考えているのか、考えているといって答弁がいただいたので、その辺の考え方を聞きたいんです。

○議長（新関善三君） 答弁。産業課長。

○産業課長（佐藤賢助君） 答弁いたします。

この事業は、間伐や光を入れる受光伐をするという、町民が里山に親しむという事業でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご質問にお答えいたします。

この事業、災害廃棄物処理事業についての時系列で説明せよということですが、申し訳ございません。今ちょっと資料を取りに行かせておりますので、お待ちいただきたいと思います。後ほどお答え申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（佐藤賢助君） 答弁いたします。

キノコは施設栽培で作る予定というような計画でございます。



○議長（新関善三君）　ここで資料が届くまで休議いたします。

暫時休議いたします。

（午後 9 時 1 4 分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君）　再開いたします。

（午後 9 時 1 9 分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君）　町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君）　ご質問にお答えいたします。

災害廃棄物の関連の時系列ということでございますが、ざっくりと申し上げますと、5月に、3月に被災をしまして、いわゆる浜通りのほうの津波のがれきの関係は、だいぶ進んでいたようでございますが、その後の残りの中通りの部分というか、津波以外の部分ですね。5月に環境省の説明が行われております。そのとき、あまり扱いが決まっておりませんで、その後、6月に放射性物質により汚染された恐れのある災害廃棄物の処理方針などが国から示されております。そして法律などができまして、先ほどからも補助率などの関係を申し上げましたが、徐々に国庫補助の制度などが固まってまいりまして、現在に至っております。ただ、議員お質しのように、他の自治体さんではおやりになっているということは確かでございますので、そのことも申し上げておきます。以上です。

○議長（新関善三君）　産業課長。

○産業課長（佐藤賢助君）　答弁をいたします。

菌床に植菌をする安全な施設を利用したキノコを作るという、将来はそういうキノコを作るということでございます。

○議長（新関善三君）　14番遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君）　結局、6月なり7月なりには、この災害廃棄物の問題は動いているわけでしょう、他の市町村は。結局、うちだけが12月までそれを放置しておくというのは、これはやっぱり行政として決して正しい姿ではないと思うんですね。だから、なぜこういうことになっちゃうのか。結局住民に迷惑かけないようにしますと今頃年度末に言われたって、正月近くになってから手をかけたくないというのが普通でしょう。そういうことを考えると、町当局として、これは単なる担当者任せというわけにはいかないと思うんですね。町長は、こういう遅れをどういうふうに今後改善しようとしているのか、その辺のことについてはちょっと町長の考え方をお聞きしたいと思うんですよ。

あとは、このキノコの森問題を見れば、例えばハウスの中の椎茸だって今食べないわけでしょう。そういう時期に、安全なキノコを作るんだといっても、ちょっとピンとこないんですね。地下に作るのなら分かりますよ。そういうふうなことをやるとも言っていないし、安全なキノコをどうやって作るんですか。今、福島県内では、みんな待っていると思いますよ、それを。安全なキノコを作りたいということで。

その手法を教えてください。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

まず、1点目ですが、このがれきの対応ですね、質問にありますとおり遅れておりました。私も、その点については担当のほうとも話をし、早急にやることで進めてまいりまして、今、臨時議会等もいろいろと考えたのでありますが、先程来いろいろと罹災証明なども出しておりますが、そういったことも的確に把握して予算化するものですから、その辺を把握して、あまり違いのない数字でやるべきじゃないかといろんな議論をしてきたところもあります。ただ、実質的に8月ごろ、9月ごろでやっている自治体もありましたので、3か月ほど遅れて本当に申し訳なく思っております。この間、原発の避難を受け入れたり、避難をしなくちゃならなかったり、それに対応に追われていて、その点についての除染の問題も含めて遅れた点もあったことは事実でありましたので、お詫び申し上げながら、今後このようなことのないように、直接生活に関わることがございますので、しっかり対応するようにしていきますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

もう1点、キノコでありますけれども、事業そのものがキノコの森ということで山を連想する事業なんでありますけれども、これはキノコ施設、今菌床と申し上げましたが、今年も道合内のキノコ生産の皆さん方がマイタケですか、施設で作りました。それらは今、キノコが、いわゆる椎茸等が、いわゆる放射性物質が基準値を超すというような指摘をされておりますけれども、ここについては、そういうことがなく安全といえますか、確保しながら生産をやってきました。また引き続きこれもやっていきたいということでの事業でありますので、これは県の林業、郡山にあります、そちらの方とも連携をとりながら進めるということでございましたので、今回予算化をさせていただきましたので、議員お質しのようなこと、これは当然質問に出ると思います。今、キノコで言われておりますので。しかし、そのようなことのないような中での県との連携も深めてやっていくという事業でありますので、安全安心なキノコを川俣町の特産になるように育てていければという思いも込めた事業でありますので、十分質問の内容については受け止めて、この事業の円滑化を図っていききたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ありませんか。

（「議事進行」という声あり）

○2番（高橋道弘君） 再三、今、町長が答弁したこと。産業委員会で、そんなこと私も質問しましたよ。だけど、産業委員会で説明したのは、除光伐をします、除光伐をして植菌しますと説明したんですよ。除光伐をして植菌するといったら、だれ考えたって森に植えるとしたか考えないじゃないですか。だから、日が差すようにしてキノコを作れるようにすると我々は解釈しましたよ、産業委員会で。だから、説明する度に、委員会説明したこと、全協で言ったこと、本会議で言うこと、そのとき

そのとき違うことを言われたら、何を審議したらいいか分からないでしょう、議長。
どうなっているんですか、その説明は。どれが正しい説明なんだか、ちゃんとして
くださいよ。そうでなかったら、産業委員会からやり直してくださいよ。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 2 番高橋道弘議員の質問に答弁いたします。

議員お質しのとおり、いろいろと全員協議会、あるいは委員会、本会議というこ
とで変わるような、大変これは遺憾なことでありますから、そういうようなことの
ないように、しっかりと、当初からそれぞれの事業に合った説明ができるように今
後とも十分配慮してやっていきますので、このようなことのないように取り組みま
すので、ご理解を賜りたいと思います。誠に申し訳ありませんでした。

○議長（新関善三君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第 9 2 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第 6，議案第 9 3 号「平成 2 3 年度川俣町介護保険特別会
計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第 9 3 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第 7，議案第 9 4 号「平成 2 3 年度川俣町奨学資金特別会
計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(新関善三君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 討論なしと認めます。

これから議案第94号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) 日程第8, 議案第95号「平成23年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番 遠藤宗弘君。

○14番(遠藤宗弘君) 1点だけ聞いておきたいんですが、工業団地の特別会計、これで今、工業団地に仮設住宅が建っていますね。これはどういう形での処理になっておられるんですか。例えば工業団地使用、あれは有料の土地なんですよ。利息やなんかも払って大変な川俣にとっては財政負担になったところに工業団地が建っていると。これは公共施設が建ったとしても、使用料はちゃんと受け取っているんですよ。学校給食センターやなんかのように。この仮設の場合は、どういうふうな措置がなされるんですか。

○議長(新関善三君) はい、答弁。企画財政課長。

○企画財政課長(菅野浩市郎君) ただいまの質問にお答えいたします。

工業団地の仮設住宅の関係ですけれども、これ災害基本法と災害救助法に基づく、あくまでも臨時的な措置ということで、仮設住宅を建てているところでございます。以上で答弁といたします。

○議長(新関善三君) 14番 遠藤宗弘君。

○14番(遠藤宗弘君) 仮設住宅を臨時的に建てるというのは、私も聞かなくとも分かるんですね。ただ、あの土地の使用については、これは全部住民に降りかかってくるんですよ。あの土地、だから早く買ってもらうべと私は再三言っている中身があるんですね。それが、ただ臨時的な土地だからということで済ましてしまっているのかどうか、その辺の関係はどうなんですか。

○議長(新関善三君) はい、答弁。企画財政課長。

○企画財政課長(菅野浩市郎君) ただいまのご質問にお答えいたします。

その使用の関係でございますけれども、これは今の段階ではまだその使用料とかいうものについて、どういうふうになるかというのはまだ明確ではございませんが、

今後の中で例えば交付税で措置されるという話も出てこようかと思えますけれども、そういったものがはっきりした段階で、まだ補てんされない場合は、そういった部分、使用料につきましても東電のほうの請求としたいというふうに考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 14番 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） これは固有財産の管理がどういうふうになされているかという根本問題なんですよ。ただ何の約束もないが、ただ国が言った、県が言ったで無償で使われて良いものなのかどうなのか。これはやはりきちとした姿勢は取る必要があるんじゃないかと思うんですよ。何の話もないまま、じゃあそこに建てらんしょと、だれかが了解したからそういうことになったわけでしょ。了解するからには、これは恐らく川俣町の工業団地だとしてもですよ、川俣の住民が臨時的なものだからといって、あそこに建てること黙って見ていますか。恐らく黙って見ていないと思うんですよ。使用料はなんぼ取りますよとかなんとか言うでしょう。地権者たる住民に対してはそういうことを言ってだよ、国や県に対しては何も言わないでただ使わらんしょと、こんな姿勢はないでしょう。あんたたちは川俣の住民の利益を守る立場にあるわけですよ。ましてやほとんどの人は、川俣の住民が入っているわけではないですよ、あそこは。その辺の観点からすれば、ただで使わせて良いものなのか。今後もそういうことをやろうとするのかどうなのか。財産管理上の問題として聞いておきたいんですよ。

○議長（新関善三君） はい、答弁。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

その仮設住宅にかかる、失礼しました工業団地に仮設住宅を設置する件につきましてのその使用関係につきましては、それぞれ今後の中で県の方とも、まず、仮設住宅を造る場合は町のほうの土地の提供というふうなお話がありましたけれども、その後の使用の関係につきましては、今後の中で精査しながら詰めていくということとなっておりますので、今後の中でどういうふうに取り扱いについては、その法の規定に基づいた方法などについても考慮しながら、対応を考えてまいりたいと思います。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ありませんか。2番。

○2番（高橋道弘君） あのですね工業団地は普通財産ですよ。普通財産の管理は、その他の管理属してなければ企画財政課長答弁したっていいよ。ちゃんと産業課の所管と決まっているわけじゃないですか。産業課長が答弁するのがあたりまえじゃないですか。所管外のもの答弁していいのかい、川俣町は。財産管理者は産業課長でしょ、工業団地の。なんで企画財政課長が答弁できるんですか。保健課のがな普通財産、企画財政課長、総務課長が答弁するのと同じだよ、それでは。全くその辺からルールになっていないじゃないですか。なんで産業課長がちゃんと答弁しないんですか。おかしいでしょ、なんでもありですか、川俣町議会は。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（佐藤賢助君） 答弁いたします。

仮設住宅の件ですが、使用料等につきましては、これから県の方と協議しながら決めることになるかと思いますので、その辺をご理解していただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 6 番 菅野清一君。

○6 番（菅野清一君） 確か仮設住宅建設においては、公共施設だからということで県が来たという話なんですけど、当時はどういう取り決めでやっているか分かりませんが、県のどこの部局のどういうものがどういう取り決めでなったんですか。それとも大和ハウスとの取り決めでなったんですか。その点だけ明確にお聞きしておきます。

○議長（新関善三君） はい、答弁。建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） ただいまの質問にお答えいたします。

仮設住宅は、当初、当然、県の事業主体という形で設置いたしました。その設置のときの条件にですね、各町で持っている公共用地を提供していただきたいと。そして、かつ無償で貸していただきたいという文書はいただいておりますが、正式にそれに対する私どもとしての返答はいたしませんでしたので、そういった形も含めまして無償という形で一応やっておりましたが、文書は交わしておりませんので、今後、その部分に関しての協議はさせていただきたいと思えますけれども、ただ、当初は他町村ではなくて、あくまでも川俣町の仮設としての要望したということでございますので、前提としては無償という考えでいたということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（新関善三君） 6 番 菅野清一君。

○6 番（菅野清一君） ということはですね、請求はできないということで解釈して、制度仕組上、そうですね。だから、例えばさっき企画財政課長が、今後、協議してなんとかなるみたいな、あの普天間基地移設みたいな話をしたんですけど、これあり得ますか、これ。要するに今言ったとおり、あくまでも無償だということを前提でやったら、どこのだれが住もうと請求できないじゃないですか。一方では請求できるみたいな話、協議の場がセットできるみたいな話なんですけど、どっちが正しいのでしょうか。

○議長（新関善三君） はい、答弁を求めます。副町長。

○副町長（永田嗣昭君） 質問にお答えいたします。

先ほど無償ということではありますが、今後、協議というふうなことは可能だと思います。ただ、先ほど議員がおっしゃるように、請求できないとすれば、東京電力なり、ほかの方法を考えていくようなことを考えていきたいと思えます。

○議長（新関善三君） 6 番 菅野清一君。

○6 番（菅野清一君） 今、玉虫色と言うか、いわゆる協議の場というのは何を根拠にできるんですか、そしたら。法律かなんか立法でできない、憲法の94条あたりをご存じですよ。

自主立法、町の条例かなんかで作るということできるなら別だけど。最初から無

償と言っていて、片方ではできると言っていて、できない場合は東電に請求みたいな話なんですけど、きちんと文書で出してください、議会に。ばらばらの意見なので、統一見解を文書で出してください。そうじゃないとできる話もあればできない話もあって、できない場合は東電に請求みたいな話になってくると、これ3つのうちから選びなさいみたいな話になってくるんですよ。こんなことあり得ないわけですから、最初から無償という話と聞いていたんですが、それがなんか交渉の場があるみたいななんかT P Pに参加する日本政府みたいな形になっているんですが、こんなこと私あり得ないと思うんですよ。そうすれば、町としての統一見解を文書で出してください。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 暫時休議いたします。

（午後9時26分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午後9時29分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（佐藤賢助君） お答えいたします。

協議の結果ですね、文書で議長のほうに提出いたします。

○議長（新関善三君） 提出時期について明示をして、この質疑を閉じますので、期限の明示。産業課長。

○産業課長（佐藤賢助君） 後日出したいと思います。

○議長（新関善三君） 副町長。

○副町長（永田嗣昭君） 現在、県のほうとも連絡を取ったんですが、ちょっと取れないので、明日まで協議のうえ、回答したいと考えております。以上です。

○議長（新関善三君） 回答期日が明示されましたので、ご了解いただきたい。

そのほか質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第95号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第9，議案第96号「平成23年度川俣町水道事業会計補

正予算（第3号）」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第96号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第10、選挙第7号「選挙管理委員会委員・同補充員の選挙について」を議題といたします。

選挙管理委員会委員・同補充員の選挙は、地方自治法第182条の規定により、議会において選挙を行うことになっております。これより選挙管理委員会委員・同補充員の選挙を行います。

おはかりいたします。

選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことと決定いたしました。

配付漏れございませんか。（なし）

おはかりいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、配付されております資料のとおり、選挙管理委員会委員に、高橋正男君、佐藤覚雄君、吉田文芳君、内藤謙介君、以上の方を指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました高橋正男君、佐藤覚雄君、吉田文芳君、内藤謙介君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員に次の方を指名いたします。

補充員第1位水野隆夫君、第2位渡辺真一君、第3位菅野幸子君、第4位田代愛子君、以上を指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名いたしました補充員第1位水野隆夫君、第2位渡辺真一君、第3位菅野幸子君、第4位田代愛子君、以上の方が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) 次に、日程の追加についてお諮りいたします。

議案1件、発議7件、議報告1件を本日の日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

したがいまして、議案1件、発議7件、議報告1件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) 追加日程第1, 議案第98号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(高橋清美君) 議案第98号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和41年川俣町条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第1を別紙のとおり改める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年川俣町条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「職員であって職務の級及び号給が次の表の職務の級欄及び号級欄に掲げる職員以外の職員であるものにあつては、当該給料月額に100分の99.42を乗じて得た額とし」を「次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし」に改め、同項に次の

2号を加える。

(1) 職務の級及び号給が次の表の職務の級欄及び号級欄に掲げる職員以外の職員 100分の98.93

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.51

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

平成23年12月14日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

平成23年福島県人事委員会勧告の実施に伴い、所要の改正を行うものである。
ご説明申し上げます。

本改正は、平成23年福島県人事院勧告の実施に伴い、給与等の改正を行うものでございます。県人事委員会では、過日の東日本大震災の影響により、民間との給与実態調査を実施できない状況でありましたが、調整適用の原則及び均衡の原則の指示に鑑み、国の人事院勧告に準じて職員の給与月額について、平成23年に改定を主とした勧告を本年10月28日に行ったところでございます。

勧告の主な内容といたしましては、給与月額について、民間企業との格差0.23%を解消するため、50歳代を重点においた引き下げを行うもので、県人事院勧告に基づいて、給与等の改正をしようとするものでございます。

減給報酬について申し上げます。平成18年度給与改定において、地域給与制度が導入されました。その際、給与が減額されて職員においては、支給されていた給与額を補償する必要があり、その差額分を支給しておりました。現在の状況として、減給補償対象者6級在職者が2名、5級が6名、4級が40名、減額の総額が△9万5,577円。減給補償対象外の方が6級在職者2名、5級が4名、4級が27名、減額総額が3万3,200円ということになります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第98号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 追加日程第2，発議第13号「福島県内すべての原子力発電所の廃炉を求める意見書」を議題といたします。

局長朗読。事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（新関善三君） 提出者の説明を求めます。

菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） 発議第13号を朗読をもって説明に代えさせていただきます。

福島県内すべての原子力発電所の廃炉を求める意見書

平成23年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所事故により、我が国の原子力安全神話は完全に崩壊した。

この事故は、町民の命や健康を脅かし、暮らしや家族、心までも引き裂き、川俣町の豊かで美しい自然と歴史ある風土を放射能で汚染した

そして事故から9か月を経過した現在も、多くの町民が住み慣れた家を追われ、故郷に帰れる見通しもなく避難生活をしているほか、全町民においても不安な生活を余儀なくされている。

川俣町議会は、町民の計り知れない苦渋を受け止め、町民の暮らしと原発は共存できないことを言明する。

よって、川俣町議会は、福島県内すべての原子力発電所の廃炉と福島県内への原子力発電所建設中止を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月14日

内閣総理大臣 野田佳彦 様

経済産業大臣 枝野幸男 様

原発事故の収束及び

再発防止担当大臣 細野豪志 様

福島県知事 佐藤雄平 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから、発議第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 追加日程第3，発議第14号「仮設住宅の居住環境の改善を求める意見書」を議題といたします。

局長朗読。事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（新関善三君） 提出者の説明を求めます。

菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） 発議第14号、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

仮設住宅の居住環境の改善を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故により建設された仮設住宅は、その機能の低さが大きな問題となっている。

特に1人世帯の住宅においては、居住面積の狭さが快適な生活を阻害する大きな要因となっており、早急な解決が望まれている。

よって、川俣町議会は、避難者がより快適に生活できるよう、仮設住宅を改修し居住環境の改善を図るよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月14日

内閣総理大臣 野田佳彦 様

国土交通大臣 前田武志 様

経済産業大臣 枝野幸男 様

原発事故の収束及び

再発防止担当大臣 細野豪志 様

福島県知事 佐藤雄平 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから、発議第14号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 追加日程第4，発議第15号「東京電力福島第一原子力発電所事故による損害の全面賠償を求める要求書」を議題といたします。

局長朗読。事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（新関善三君） 提出者の説明を求めます。

菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） 発議第15号、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

東京電力福島第一原子力発電所事故による損害の全面賠償を求める要求書

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による被害は、計画的避難区域以外にも大きく及んでおり、自主避難者を始め、汚染地域に居住している川俣町民にも精神的苦痛や健康への不安、生産活動など大きな被害が及んでいる。

しかしながら原因者である東京電力は、原子力損害賠償紛争審査会指針を楯に計画的避難者などへの全面賠償は行っていない。その他の被害者に対する賠償については全く実情を理解していない。

よって、川俣町議会は原因者である東京電力に対し、国の原子力損害賠償紛争審査会を楯にすることなく福島県民、個人企業も含めた全被害者への全面賠償と速やかな支払いを強く要求する。

平成23年12月14日

東京電力株式会社取締役社長 西澤俊夫様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 訂正文書のある箇所については文書を交換いたしますので、暫時休議いたします。

（午後10時24分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。 （午後10時26分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

6番。

○6番（菅野清一君） 先ほど協議した内容と変わっているので、これは再提案をしていただかないと困ります。

○議長（新関善三君） 8番 菅野正彦君。

○8番（菅野正彦君） では、私の方から条文の訂正箇所を申し上げます。

原文の上から3行目、生産活動など大きな被害が、その後、「及んでいる」を削除して、「被害が発生している」と訂正方お願いいたします。

それから、その下の文書、一番下から3行目、よって、川俣町議会は、原因者である東京電力に対し次の「国の」、この2文字を削除していただきたい。「電力に

対し、原子力損害賠償紛争審査会を楯にすることなく」というふうに条文を改めますので、訂正方お願いいたします。

- 5番（高橋道也君）　こういう修正の場合は、実際言うと議場に諮って、修正して良いかどうか諮ってから、諮って良いとなってから修正しないとおかしいんじゃないですか。提出をしたわけですから、この提出をしたものに対して修正が出た場合には、修正をしても良いかどうかを議場で議会に諮って、それから修正しても良いという採択をしてから、修正に入るんでしょう。

- 議長（新関善三君）　おはかりいたします。

提案者から修正の申し出がありましたので、修正を認めるかどうかおはかりいたします。

- 14番（遠藤宗弘君）　提案がちゃんと議会であったのに、議長が提案者修正しろだのなんだのと指図する、それはないんですよ。そういう勝手な運営をされたのでは困るので、ちゃんと議運なりなんなり開いて、どういうふうな正しい修正の仕方をちゃんと会議規則にのっとり進め方をやってもらいたいと思います。

◇

◇

◇

- 議長（新関善三君）　ここで休議をいたします。

（午後10時29分）

◇

◇

◇

- 議長（新関善三君）　再開いたします。

（午後10時50分）

◇

◇

◇

- 議長（新関善三君）　ただいま議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長から経過を報告をお願いします。議会運営委員長。

- 議会運営委員長（石河 清君）　ただいま議長室において、議会運営委員会を開催した結果を報告いたしたいと思います。

追加日程第4の発議第15号につきましては、訂正を認めるというふうにいたしましたので、よろしくお願いいたします。

- 議長（新関善三君）　おはかりいたします。

ただいま議会運営委員長からありましたとおり、訂正を認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（新関善三君）　異議なしと認めます。

よって、追加日程第4，発議第15号について、訂正を認めることに決定いたしました。

◇

◇

◇

- 議長（新関善三君）　それでは、提出者の説明を求めます。

菅野正彦君。

- 8番（菅野正彦君）　発議第15号の訂正文を朗読いたしまして、説明に代えさせていただきます。

東京電力福島第一原子力発電所事故による損害の全面賠償を求める要求書

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による被害は、計画的避難区域以外にも大きく及んでおり、自主避難者を始め、汚染地域に居住している川俣町民にも精神的苦痛や健康への不安、生産活動など大きな被害が発生している。

しかしながら原因者である東京電力は、原子力損害賠償紛争審査会指針を楯に計画的避難者などへの全面賠償は行っていない。その他の被害者に対する賠償については全く実情を理解していない。

よって、川俣町議会は原因者である東京電力に対し、原子力損害賠償紛争審査会を楯にすることなく福島県民、個人企業も含めた全被害者への全面賠償と速やかな支払いを強く要求する。

平成23年12月14日

東京電力株式会社取締役社長 西澤俊夫 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから、発議第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 追加日程第5、発議第16号「原子力災害による固定資産税の免除と自治体の財源補填に関する意見書」を議題といたします。

局長朗読。事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（新関善三君） 提出者の説明を求めます。

高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 発議第16号を朗読をもって説明といたします。

原子力災害による固定資産税の免除と自治体の財源補填に関する意見書

福島第一原子力発電所で発生した事故は、今なお収束しておらず、町民生活はもとよりあらゆる産業に深刻な被害をもたらしている。

放出された放射性物質による汚染は、農地・宅地・山林などすべての土地におよび、本町の基幹産業である農業においては、放射性物質の検出により、農作物の出

荷停止などこれまで多大な損害を被っている。さらに、汚染による産地イメージの低下は、本町農業の存立をも危うくするものである。

また、風評被害が商業・工業などに与える影響も大きく、取引停止や価格の下落、営業の不振などあらゆる事業が危機的状況に直面し、事業所の閉鎖や撤退も懸念され、事業継続の瀬戸際に立たされている。

本来、原子力災害からの復興は、国策として原子力発電を推進してきた国に全面的な責任がある。

よって、国においては除染等の実施により復興、再生が図られるまでの間、汚染された土地・建物にかかる固定資産税を免除することと、自治体の基幹税目である固定資産税の減収分について、国がその財源を補填するための特別立法を制定することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月14日

内閣総理大臣 野田佳彦 様

総務大臣 川端辰夫 様

財務大臣 安住 淳 様

東日本大震災

復興対策担当大臣 平野達男 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから、発議第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 追加日程第6，発議第17号「原子力損害賠償紛争審査会賠償指針の見直しを求める意見書」を議題といたします。

局長朗読。事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（新関善三君） 提出者の説明を求めます。

菅野正彦君。

○ 8 番（菅野正彦君） 発議第 17 号、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

原子力損害賠償紛争審査会賠償指針の見直しを求める意見書

平成 23 年 12 月 6 日に文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会より自主避難者等への賠償指針が出されたが、その内容は福島県民が納得する賠償内容とはなっていない。

福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の被害は、県内全域に及んでおり、福島県民全てが被害者であることを紛争審査会は理解していないと言わざるを得ない。

よって、県民の感情を全く無視した今回の指針を、次の事項を踏まえた指針に見直すよう、強く要請する。

- 1、 自主避難等に対する賠償の対象は、福島県内全域とすること。
- 2、 賠償額は、実態に見合った額とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 12 月 14 日

内閣総理大臣 野田佳彦 様

文部科学大臣 中川正春 様

原発事故の収束及び

再発防止担当大臣 細野豪志 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから、発議第 17 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 追加日程第 7、発議第 18 号「放射性物質に汚染された土壌及び汚染物質撤去に関する要求書」を議題といたします。

局長朗読。事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（新関善三君） 提出者の説明を求めます。

菅野正彦君。

○ 8 番（菅野正彦君） 発議第 18 号、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

放射性物質に汚染された土壌及び汚染物質撤去に関する要求書

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、川俣町の全域は放射性物質に汚染された。

よって、原因者である東京電力は本町全域を除染するとともに、除染によって発生した汚染土壌及び物質は速やかに川俣町から撤去するよう強く要求する。

平成 23 年 1 月 14 日

東京電力株式会社取締役社長 西澤 俊 夫 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから発議第 18 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 追加日程第 8、発議第 19 号「川俣町全域の自動車税の減免を求める意見書」を議題といたします。

局長朗読。事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（新関善三君） 提出者の説明を求めます。

5 番 高橋道也君。

○ 5 番（高橋道也君） 発議第 19 号を朗読をもって説明といたします。

川俣町全域の自動車税の減免を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による被害は、計画的避難区域以外にも大きく及んでおり、自主避難者を始め、汚染地域に居住している川俣町民に精神的苦痛や健康への不安、生産活動など大きな被害が発生している。

このような状況下で、自動車の必要性はより高まっているが、福島県はこれまで延期していた平成 23 年度自動車税の賦課を行った。

このことにより、経済的負担が増し町民生活に与える影響は大きくなっている。

よって、川俣町議会は福島県に対し、復興、再生が図られるまでの間、平成 23 年度から本町全域の自動車税の減免を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年12月14日

福島県知事 佐藤雄平 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（新関善三君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから発議第19号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 追加日程第9，議報告第7号「議員研修会等の報告について」、報告を受けます。

局長朗読。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（新関善三君） なお、報告の内容については、お手もとに配付のとおりであります。

（「議事進行」という声あり）

○議長（新関善三君） はい、どうぞ。14番。

○14番（遠藤宗弘君） この研修は、たぶん議員の皆さんは、わかっているかと思うのですが出席人数は、14名と周知していましたがどこで15名となったのか

○議長（新関善三君） これらの出席議員15名とありますけれども、失礼しました14名の出席議員で研修を開催したわけですので、最終日でございますので、出席議員のところを14名に訂正をし、お手もとにあるとおりの報告とさせていただきます。ご了承をいただきたい。

◇

◇

◇

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（新関善三君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで本定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

会期7日間にわたり慎重に審議いただき誠にご苦労さまでした。心からお詫びを申し上げ、皆様方に御礼を申し上げます。

これをもって平成23年度第11回川俣町議会定例会を閉会いたします。本

当にご苦労さまでした。

(午後 1 1 時 1 1 分)

本定例会で決定した事件は、次のとおりである。

議報告第 6 号 例月出納検査及び定期監査結果報告

報告第 11 号 寄附採納報告

議案第 88 号 小神公民館災害復旧工事請負契約の締結について

議案第 89 号 川俣町体育館災害復旧工事請負契約の締結について

議案第 90 号 川俣町特定住所移転者に係る申出に関する条例

議案第 91 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

議案第 92 号 平成 23 年度川俣町一般会計補正予算（第 7 号）

議案第 93 号 平成 23 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 94 号 平成 23 年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 95 号 平成 23 年度川俣町工業団地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 96 号 平成 23 年度川俣町水道事業会計補正予算（第 3 号）

議案第 97 号 教育委員会委員の任命について

議案第 98 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

発議第 13 号 福島県内すべての原子力発電所の廃炉を求める意見書

発議第 14 号 仮設住宅の居住環境の改善を求める意見書

発議第 15 号 東京電力福島第一原子力発電所事故による損害の全面賠償を求める要求
書

発議第 16 号 原子力災害による固定資産税の免除と自治体の財源補填に関する意見書

発議第 17 号 原子力損害賠償紛争審査会賠償指針の見直しを求める意見書

発議第 18 号 放射性物質に汚染された土壌及び汚染物質撤去に関する要求書

発議第 19 号 川俣町全域の自動車税の減免を求める意見書

議報告第 7 号 職員研修会等の報告について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 新 関 善 三

同 署名議員 高 橋 真 一 郎

同 署名議員 嶋 原 利 光